

昭和三十三年通商産業省令第二十二号

工業用水法施行規則

工業用水法（昭和三十一年法律第四百六十六号）に基き、および同法を実施するため、工業用水法施行規則を次のように制定する。

（用語）
第一条 この省令で使用する用語は、工業用水法（以下「法」という。）で使用する用語の例による。

第二条 削除

（許可の申請）

第三条 法第四条第一項の申請書の様式は、様式第一のとおりとする。

2 法第四条第二項の経済産業省令、環境省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 様式第二による井戸の構造図
- 二 井戸の設置の場所を示す図面
- 三 様式第三による井戸使用計画書

四 法第五条第二項の規定の適用を受けようとする場合は、井戸により採取する地下水をその用に供することがその工業の遂行上必要かつ適当であつて、他の水源をもつて代えることが著しく困難なことを説明する書類

（許可の基準）

第四条 法第七条第一項（法第七条第二項において準用する場合を含む。）の経済産業省令、環境省令で定める技術上の基準は、別記のとおりとする。

（経過措置に係る期間の起算日）

第四条之二 法第六条第二項の経済産業省令、環境省令で定める日は、別表第一の上欄に掲げる地域について同表の下欄に掲げる日とする。

2 法第六条第五項の経済産業省令、環境省令で定める日は、別表第二の上欄に掲げる地域について同表の下欄に掲げる日とする。

3 工業用水法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第九十九号）附則第四項の総理府令、通商産業省令で定める日は、別表第三の上欄に掲げる地域について同表の下欄に掲げる日とする。

（経過措置に伴う届出）

第五条 法第六条第三項の届出書の様式は、様式第四のとおりとする。

2 法第六条第四項の経済産業省令、環境省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 様式第二による井戸の構造図
- 二 井戸の設置の場所を示す図面

三 様式第五による井戸使用状況説明書（変更の許可）

第六条 法第七条第一項の許可を受けようとする者は、様式第六による申請書に次の書類を添附して、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にあつては、指定都市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 一 様式第七による井戸の構造図
- 二 様式第八による井戸使用計画書

法第七条第二項において準用する法第五条第二項の規定の適用を受けようとする場合は、井戸により採取する地下水をその用に供することがその工業の遂行上必要かつ適当であつて、他の水源をもつて代えることが著しく困難なことを説明する書類

（氏名等の変更の届出）

第七条 法第九条の規定による届出をしようとする者は、様式第九による届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

（承継の届出）

第八条 法第十条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第十による届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

（廃止の届出）

第九条 法第十一条の規定による届出をしようとする者は、様式第十一による届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

（報告の徴収）

第十条 許可井戸の使用者は、工業用水法施行令（昭和三十三年政令第四百二十二号。以下「令」という。）第二条第一号または第二号に規定する事項について、当該変更の都度遅滞なく、様式第十二による報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

（条例等に係る適用除外）

第十一条 第三条第一項、第五条第一項及び第六条から前条までの規定は、都道府県（指定都市の区域内にあつては、指定都市）の条例、規則その他の定め別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

附則

この省令は、昭和三十三年七月十日から施行する。

附則（昭和三十三年二月四日通商産業省令第一三三号）

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則（昭和三十四年三月六日通商産業省令第一七号）

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則（昭和三十五年五月一七日通商産業省令第五号）

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則（昭和三十五年一〇月七日通商産業省令第一〇九号）

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則（昭和三十五年一二月一九日通商産業省令第一二五号）

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則（昭和三十七年八月二四日通商産業省令第八八号）

この省令は、工業用水法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第九十九号）の施行の日（昭和三十七年八月三十一日）から施行する。

2 工業用水法施行規則第二条および第五条の規定は、工業用水法の一部を改正する法律附則第五項において準用する工業用水法（昭和三十一年法律第四百六十六号）第六条第三項および第四項の規定に基づく届出、届出書および通商産業省令で定める書類に準用する。

附則（昭和三十七年一〇月一日通商産業省令第一一三三号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の規定は、この省令の施行前にされた行政の処分その他この省令の施行前に生じた事項については、適用する。ただし、この省令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この省令の施行前にされた異議の申立その他の不服申立てについては、この省令の施行後も、なお従前の例による。

附則（昭和三十七年一〇月二〇日通商産業省令第一一五号）

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則（昭和三十七年一月二〇日通商産業省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十八年三月二六日通商産業省令第一三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十八年六月一日通商産業省令第六四号）

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則（昭和三十八年六月二四日通商産業省令第七一号）

この省令は、昭和三十八年七月一日から施行する。

附則（昭和三十八年一〇月一日通商産業省令第一一八号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十九年四月一日通商産業省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十九年八月一日通商産業省令第七八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十九年一〇月五日通商産業省令第九八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四〇年六月一日通商産業省令第四八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四〇年九月二五日通商産業省令第九六号）

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中同表に表を加える部分は、公布の日から施行する。

附則（昭和四一年一月四日通商産業省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四一年五月一七日通商産業省令第四八号）

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則（昭和四一年六月一日通商産業省令第六一号）

この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四十二年二月一日通商産業省令第四号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十二年二月二五日通商産業省令第九号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十二年二月二五日通商産業省令第一六八号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十二年五月二〇日通商産業省令第五四号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十四年二月一〇日通商産業省令第一五号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十四年九月二一日通商産業省令第八五号)
この省令は、公布の日から起算して一月を經過した日から施行する。

附 則 (昭和四十四年九月二〇日通商産業省令第八九号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十五年一〇月二日通商産業省令第九四号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十五年二月二八日通商産業省令第一一七号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十六年三月三一日通商産業省令第二二号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十六年五月一五日通商産業省令第四八号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十七年四月三日総理府・通商産業省令第一号)
この命令は、昭和四十七年五月一日から施行する。

附 則 (昭和四十七年九月一日総理府・通商産業省令第二号)
この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十八年三月二七日総理府・通商産業省令第一号)

この命令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四十九年四月一日総理府・通商産業省令第一号)
この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十九年七月三一日総理府・通商産業省令第二号)
この命令は、昭和四十九年八月一日から施行する。

附 則 (昭和五〇年八月一日・総理府・通商産業省令第二号)
この命令は、公布の日から施行する。ただし、別記の改正規定は、昭和五十年八月十五日から施行する。

附 則 (昭和五一年四月五日総理府・通商産業省令第二号)
この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五一年八月二四日総理府・通商産業省令第四号)
この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年一月二六日総理府・通商産業省令第一号)
この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年二月一六日総理府・通商産業省令第四号)
この命令は、昭和五十四年一月十六日から施行する。

附 則 (昭和五十四年三月一日総理府・通商産業省令第一号)
この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十四年六月三〇日総理府・通商産業省令第三号)
この命令は、昭和五十四年七月一日から施行する。

附 則 (昭和五十四年七月一日から施行する。)
附 則 (昭和五十四年一〇月一日総理府・通商産業省令第四号)
この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五五年二月一日総理府・通商産業省令第一号)
この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五五年四月一日総理府・通商産業省令第二号)
この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年四月一日総理府・通商産業省令第一号)
この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年七月二〇日総理府・通商産業省令第二号)

この命令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五八年一月二〇日総理府・通商産業省令第一号)
この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年一〇月一日総理府・通商産業省令第三号)
この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五九年六月二二日総理府・通商産業省令第二号)
この命令は、昭和五十九年七月五日から施行する。

附 則 (昭和六〇年二月一日総理府・通商産業省令第二号)
この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年一〇月一日総理府・通商産業省令第三号)
この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年七月二九日総理府・通商産業省令第二号)
この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年一月一日総理府・通商産業省令第三号)
この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年三月二四日総理府・通商産業省令第一号)
この命令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年一〇月七日総理府・通商産業省令第四号)
この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六三年九月二七日総理府・通商産業省令第四号)
この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年五月九日総理府・通商産業省令第四号)
この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年一〇月一七日総理府・通商産業省令第七号)
この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年九月二八日総理府・通商産業省令第三号)
この命令は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。

附 則 (平成八年三月一八日総理府・通商産業省令第一号)
この命令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成十一年三月三〇日総理府・通商産業省令第四号)
この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十二年三月三一日総理府・通商産業省令第二号)
(施行期日)
第一条 この命令は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)
第二条 この命令の施行前にされた工業用水法第二十七条第一項の規定による異議申立てに係る意見の聴取に関する手続については、この命令の施行後も、なお従前の例による。

附 則 (平成十二年八月三日総理府・通商産業省令第八号)
この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十二年八月一四日総理府・通商産業省令第九号)
この命令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成十三年四月二六日経済産業省・環境省令第三号)
この省令は、平成十三年五月一日から施行する。

附 則 (平成一八年九月一日経済産業省・環境省令第八号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年二月一六日経済産業省・環境省令第二号)
この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年七月一日経済産業省・環境省令第三号)
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和二年二月二八日経済産業省・環境省令第五号)
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲

内で、当分の間、これを取り繕って使用することができるとがである。

別記（第四条関係）

1 令別記第一号の地域に設置する井戸のうち、次の表の上欄に掲げる地域に設置するものについては、その揚水機の吐出口の断面積及びストレーナーの位置がそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる基準に、同表の上欄に掲げる地域に設置するものについては、その揚水機の吐出口の断面積が同表の中欄に掲げる基準に該当するものであること。

地域	揚水機の吐出口の断面積（平方メートル）	ストレーナーの位置（地表面下メートル）
イ 東日本旅客鉄道東海道本線蒲田駅から川崎駅を経由して鶴見駅に至るもの	四六以下	九〇以深
ロ イに掲げる地域以外の地域	四六以下	
イ 内部川及び内部川の分岐点	二一以下 二一を超え 四六以下	一〇〇以深 一三〇以深

2

令別記第二号の地域に設置する井戸であつて次の表の上欄に掲げる地域に設置するものについては、その揚水機の吐出口の断面積及びストレーナーの位置がそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる基準に該当するものであること。

地域	揚水機の吐出口の断面積（平方メートル）	ストレーナーの位置（地表面下メートル）
イ 阪神電気鉄道本線以南の地域	四六以下	二五〇以深
ロ 阪神電気鉄道本線以北の地域	四六以下	一八〇以深
ハ イ及びロに掲げる地域以外の地域	三五以下 三五を超え 四六以下	八以浅又は 一八〇以深
イ 鈴鹿川以北の地域	二一以下 二一を超え 四六以下	五〇以深 一五〇以深
ロ イに掲げる地域以外の地域	四六以下	
イ 阪神電気鉄道本線以南の地域	四六以下	二五〇以深
ロ 阪神電気鉄道本線以北の地域	四六以下	一八〇以深
ハ イ及びロに掲げる地域以外の地域	三五以下 三五を超え 四六以下	八以浅又は 一八〇以深
イ 内部川及び内部川の分岐点	二一以下 二一を超え 四六以下	一〇〇以深 一三〇以深

3

令別記第三号の地域に設置する井戸であつて次の表の上欄に掲げる地域に設置するものについては、その揚水機の吐出口の断面積及びストレーナーの位置がそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる基準に該当するものであること。

地域	揚水機の吐出口の断面積（平方メートル）	ストレーナーの位置（地表面下メートル）
イ 淀川区（一般国道二十六号線以西の地域に限る。）	四六以下	三〇〇以深
ロ イに掲げる地域以外の地域	四六以下	
イ 内部川及び内部川の分岐点	二一以下 二一を超え 四六以下	一〇〇以深 一三〇以深

4

令別記第四号の地域に設置する井戸であつて次の表の上欄に掲げる地域に設置するものについては、その揚水機の吐出口の断面積及びストレーナーの位置がそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる基準に該当するものであること。

地域	揚水機の吐出口の断面積（平方メートル）	ストレーナーの位置（地表面下メートル）
イ 福島区 此花区 港区 大正区 浪速区（一般国道二十六号線以西の地域に限る。）	二一以下	六〇〇以深
ロ イに掲げる地域以外の地域	二一以下	
イ 内部川及び内部川の分岐点	二一以下 二一を超え 四六以下	一〇〇以深 一三〇以深
イ 淀川区（一般国道二十六号線以西の地域に限る。）	四六以下	三〇〇以深
ロ イに掲げる地域以外の地域	四六以下	
イ 内部川及び内部川の分岐点	二一以下 二一を超え 四六以下	一〇〇以深 一三〇以深

5 令別記第五号の地域に設置する井戸については、その揚水機の吐出口の断面積が四十六

平方センチメートル以下で、かつ、そのストレーナーの位置が地表面下九十メートル以深であること。

6 令別記第六号の地域に設置する井戸のうち、次の表の上欄に掲げる地域に設置するもの

については、その揚水機の吐出口の断面積が同表の中欄に掲げるものについては、その井戸のストレーナーの位置がそれぞれ同表の下欄に掲げる基準に該当するものであること。

地域	揚水機の吐出口の断面積（平方メートル）	ストレーナーの位置（地表面下メートル）
イ 港区（堀川以西の地域及び潮見町を除く。）	四六以下のもの	八〇以深
ロ イに掲げる地域以外の地域	四六以下のもの	三〇〇以深
イ 内部川及び内部川の分岐点	二一以下 二一を超え 四六以下	一〇〇以深 一八〇以深

7

令別記第七号の地域に設置する井戸であつて次の表の上欄に掲げる地域に設置するものについては、その揚水機の吐出口の断面積及びストレーナーの位置がそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる基準に該当するものであること。

地域	揚水機の吐出口の断面積（平方メートル）	ストレーナーの位置（地表面下メートル）
イ 港区（堀川以西の地域及び潮見町を除く。）	四六以下のもの	八〇以深
ロ イに掲げる地域以外の地域	四六以下のもの	三〇〇以深
イ 内部川及び内部川の分岐点	二一以下 二一を超え 四六以下	一〇〇以深 一八〇以深

8 令別記第八号の地域に設置する井戸については、その揚水機の吐出口の断面積が四十六平方センチメートル以下で、かつ、そのストレーナーの位置が地表面下九十メートル以深であること。

地域	揚水機の吐出口	ストレーナーの	イ	阪神電気鉄道本線以南で東川以東の地域	四六以下	二二〇以下	揚水機の吐出口の断面積及びストレーナーの位置がそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる基準に該当するものであること。
			ロ	阪神電気鉄道本線以南で東川以東の地域	三五以下 三五を超え 四六以下	八以浅又は二二〇以下	
イ	阪神電気鉄道本線以南で東川以東の地域	四六以下	二二〇以下	揚水機の吐出口の断面積及びストレーナーの位置がそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる基準に該当するものであること。			
ロ	阪神電気鉄道本線以南で東川以東の地域	三五以下 三五を超え 四六以下	八以浅又は二二〇以下	揚水機の吐出口の断面積及びストレーナーの位置がそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる基準に該当するものであること。			
ハ	イ及びロに掲げる地域以外の地域	三五以下 三五を超え 四六以下	八以浅又は一八〇以下	揚水機の吐出口の断面積及びストレーナーの位置がそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる基準に該当するものであること。			

地域	揚水機の吐出口	ストレーナーの	イ	さいたま市川口市(東日本旅客鉄道東北本線並東の地域並びに市道幹線第三十七号線及び当該市道との交会点以北の東日本旅客鉄道東北本線以西の地域に限る。)	二二以下	六五〇以下	揚水機の吐出口の断面積及びストレーナーの位置がそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる基準に該当するものであること。
			ロ	さいたま市川口市(東日本旅客鉄道東北本線並東の地域並びに市道幹線第三十七号線及び当該市道との交会点以北の東日本旅客鉄道東北本線以西の地域に限る。)	二二以下	六五〇以下	
イ	さいたま市川口市(東日本旅客鉄道東北本線並東の地域並びに市道幹線第三十七号線及び当該市道との交会点以北の東日本旅客鉄道東北本線以西の地域に限る。)	二二以下	六五〇以下	揚水機の吐出口の断面積及びストレーナーの位置がそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる基準に該当するものであること。			
ロ	さいたま市川口市(東日本旅客鉄道東北本線並東の地域並びに市道幹線第三十七号線及び当該市道との交会点以北の東日本旅客鉄道東北本線以西の地域に限る。)	二二以下	六五〇以下	揚水機の吐出口の断面積及びストレーナーの位置がそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる基準に該当するものであること。			
ハ	イ及びロに掲げる地域以外の地域	二二以下	六五〇以下	揚水機の吐出口の断面積及びストレーナーの位置がそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる基準に該当するものであること。			

地域	揚水機の吐出口	ストレーナーの	イ	一般国道百七十一号線以南の地域	四五以下	一八〇以下	揚水機の吐出口の断面積及びストレーナーの位置がそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる基準に該当するものであること。
			ロ	イに掲げる地域以外の地域	四五以下	一八〇以下	
イ	一般国道百七十一号線以南の地域	四五以下	一八〇以下	揚水機の吐出口の断面積及びストレーナーの位置がそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる基準に該当するものであること。			
ロ	イに掲げる地域以外の地域	四五以下	一八〇以下	揚水機の吐出口の断面積及びストレーナーの位置がそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる基準に該当するものであること。			
ハ	イ及びロに掲げる地域以外の地域	四五以下	一八〇以下	揚水機の吐出口の断面積及びストレーナーの位置がそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる基準に該当するものであること。			

地域	揚水機の吐出口	ストレーナーの	イ	一般国道百六十三号線以北の地域及び一般国道百六十三号線以南の四條畷市	四六以下	一八〇以下	揚水機の吐出口の断面積及びストレーナーの位置がそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる基準に該当するものであること。
			ロ	八尾市及び東大阪市(恩智川以東の地域及び恩智川以西の鷹殿町に限る。)	四六以下	一八〇以下	
イ	一般国道百六十三号線以北の地域及び一般国道百六十三号線以南の四條畷市	四六以下	一八〇以下	揚水機の吐出口の断面積及びストレーナーの位置がそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる基準に該当するものであること。			
ロ	八尾市及び東大阪市(恩智川以東の地域及び恩智川以西の鷹殿町に限る。)	四六以下	一八〇以下	揚水機の吐出口の断面積及びストレーナーの位置がそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる基準に該当するものであること。			
ハ	イ及びロに掲げる地域以外の地域	二二以下	三五〇以下	揚水機の吐出口の断面積及びストレーナーの位置がそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる基準に該当するものであること。			

17 令別記第十七号の地域に設置する井戸については、その揚水機の吐出口の断面積が十平方センチメートル以下で、かつ、そのスレーナーの位置が地表面下十メートル以内又は二メートル以内で深であること。

備考 各項に掲げる地域は、平成十八年四月一日における行政区画その他の区域又は道路、河川若しくは鉄道によって表示されたものとする。

別表第一（第四条の二関係）

地域

大阪市のうち	昭和三年	経過措置に係る期間の起算
福島区（日本国有鉄道大阪環状線以北の地域に限る。）	昭和三年	
此花区（日本国有鉄道大阪環状線以北の地域に限る。）	昭和三年	
大淀区（一般国道百七十六号線以西の地域に限る。）	昭和三年	
西淀川区	昭和十八年	
東淀川区（大阪駅以东の日本国有鉄道東海道本線以西の地域に限る。）	昭和十八年	
尼崎市（阪神電気鉄道本線以南の地域に限る。）	昭和十九年	
大阪市のうち	昭和十九年	
福島区（日本国有鉄道大阪環状線以南の地域に限る。）	昭和十九年	
此花区（日本国有鉄道大阪環状線以南の地域に限る。）	昭和十九年	
尼崎市（阪神電気鉄道本線以北の地域で、国道尼崎池田線以东の地域に限る。）	昭和十九年	
大阪市のうち	昭和十九年	
東淀川区（大阪駅以东の日本国有鉄道東海道本線以东の地域に限る。）	昭和十九年	
荒川区	昭和四十年	

足立区（江北橋より下流の新荒川右岸の地域（宮城町及び小台町を除く。）に限る。）	昭和十年	
東京都のうち	昭和十年	
江東区	昭和十年	
墨田区（北十間川以南の地域に限る。）	昭和十年	
江戸川区（新荒川右岸の地域に限る。）	昭和十年	
埼玉県のうち	昭和十年	
草加市（一般国道四号線以西の地域、市道谷塚三百号及び当該市道との交点以南の市道谷塚三百一号以南の地域並びに葛西用水以东の地域を除く。）	昭和十年	
八潮市（市道二百七号との交点以北の葛西用水、その交点から国道二百二十七号鶴ガ曾根草加線との交点までの市道二百七号、その交点から葛西用水との交点までの国道二百二十七号鶴ガ曾根草加線及びその交点以南の葛西用水以西の地域であつて、市道九百九十八号以东の国道八十四号松戸草加線以南の地域を除く地域に限る。）	昭和十年	
名古屋市のうち	昭和十一年	
南区（日本国有鉄道東海道本線以西の地域に限る。）	昭和十一年	
港区（中川運河及びその右岸南端と潮見町の西端とを結ぶ線以东の地域に限る。）	昭和十一年	
大阪市のうち	昭和十一年	
都島区	昭和十一年	
港区	昭和十一年	
大正区	昭和十一年	
浪速区	昭和十一年	
大淀区（一般国道百七十六号線以东の地域に限る。）	昭和十一年	
旭区	昭和十一年	
城東区（日本国有鉄道片町線以北の地域に限る。）	昭和十一年	
住吉区	昭和十二年	
西成区	昭和十二年	
大阪市のうち	昭和十二年	
東成区	昭和十二年	
城東区（日本国有鉄道片町線以南の地域に限る。）	昭和十二年	
生野区	昭和十二年	
東住吉区	昭和十二年	

尼崎市（阪神電気鉄道本線以北の地域で、国道尼崎池田線以西の地域に限る。）	昭和十三年	
横浜市のうち	昭和十三年	
神奈川	昭和十三年	
鶴見区	昭和十三年	
西宮市（京阪神急行電鉄神戸本線以南の地域に限る。）	昭和十三年	
伊丹市	昭和十三年	
豊中市	昭和十三年	
吹田市（府道堺布施豊中線以西の地域に限る。）	昭和十三年	
摂津市	昭和十三年	
守口市（一般国道百六十三号線以南の地域に限る。）	昭和十三年	
寝屋川市（一般国道百六十三号線以南の地域に限る。）	昭和十三年	
大東市	昭和十三年	
門真市（一般国道百六十三号線以南の地域に限る。）	昭和十三年	
東大阪市（近畿日本鉄道奈良線以北で恩智川以西の地域（鷹殿町を除く。）に限る。）	昭和十三年	
三重県のうち	昭和十四年	
四日市市	昭和十四年	
三重郡桶町	昭和十四年	
埼玉県のうち	昭和十四年	
川口市	昭和十四年	
蕨市	昭和十四年	
戸田市	昭和十四年	
鳩ヶ谷市	昭和十四年	
大阪府のうち	昭和十四年	
吹田市（府道堺布施豊中線以东の地域に限る。）	昭和十四年	
高槻市	昭和十四年	
茨木市	昭和十四年	
守口市（一般国道百六十三号線以北の地域に限る。）	昭和十四年	
八尾市	昭和十四年	
寝屋川市（一般国道百六十三号線以北の地域に限る。）	昭和十四年	
門真市（一般国道百六十三号線以北の地域に限る。）	昭和十四年	
東大阪市（近畿日本鉄道奈良線以北で恩智川以东の地域及び恩智川以西の鷹殿町	昭和十四年	

並びに近畿日本鉄道奈良線以南の地域に限る。）	昭和十四年	
北河内郡四条畷町	昭和十四年	
市川市（自動車専用道路の指定に係る一般国道十四号線以南で江戸川以东の地域に限る。）	昭和十四年	
船橋市（自動車専用道路の指定に係る一般国道十四号線（船橋市海神町南一丁目千六百十番から同市海神町三丁目三百三十九番までの区間を除く。）以南で海老川以西の地域に限る。）	昭和十四年	
東京都のうち	昭和十四年	
北区	昭和十四年	
板橋区	昭和十四年	
足立区（荒川左岸の地域並びに新田、宮城及び小台（一丁目十八番を除く。）に限る。）	昭和十四年	
葛飾区	昭和十四年	
市川市（日本国有鉄道総武本線以南で、自動車専用道路の指定に係る一般国道十四号線以北で、江戸川以东の地域に限る。）	昭和十四年	
船橋市（日本国有鉄道総武本線以南で、自動車専用道路の指定に係る一般国道十四号線（船橋市海神町南一丁目千六百十番から同市海神町三丁目三百三十九番までの区間を除く。）以北で、海老川以西の地域に限る。）	昭和十四年	
東京都のうち	昭和十四年	
江戸川区（荒川左岸の地域（長島町五千七百四番地を除く。）に限る。）	昭和十四年	
東京都のうち	昭和十四年	
足立区（小台一丁目十八番に限る。）	昭和十四年	
宮城県のうち	昭和十四年	
仙台市	昭和十四年	
多賀城市	昭和十四年	
宮城郡七ヶ浜町	昭和十四年	
草加市（県道足立越谷線以西の地域、市道千五百九十八号及び当該市道との交点以南の市道千五百九十七号以南の地域並びに葛西用水以东の地域に限る。）	昭和十四年	
八潮市（県道鶴ヶ曾根草加線との交点以北の県道平方東京線及びその交点以西の	昭和十四年	

<p>県道鶴ヶ曾根草加線以西の地域であつて、市道百二十五号との交差点以北の葛西用水、その交差点から県道鶴ヶ曾根草加線との交点までの市道百二十五号及びその交点以西の県道鶴ヶ曾根草加線以西の地域を除く地域に限る。）</p>	<p>昭和五十四年十月十日</p>	<p>大阪府のうち 泉大津市（横尾川以南の地域を除く。） 和泉市（府道大阪和泉南線以西の地域であつて、横尾川以南の地域を除く地域に限る。）</p>	<p>昭和五十四年十月十日</p>	<p>泉北郡忠岡町 東京都のうち 江戸川区（長島町五千七百四番地に限る。）</p>	<p>昭和五十四年三月一日</p>	<p>大阪府のうち 岸和田市（日本国有鉄道阪和線以西の地域に限る。）</p>	<p>昭和五十四年十月一日</p>	<p>川口市（県道大間木蔵線及び市道四百五号以西の地域であつて、市道八百八十五号及び市道九百二十三号以東で市道九百二十一号以南の地域を除く地域に限る。） 浦和市（日本国有鉄道東北本線以西の地域及び大字文蔵のうち日本国有鉄道東北本線以東の地域に限る。） 与野市</p>	<p>昭和五十五年四月一日</p>	<p>貝塚市（日本国有鉄道阪和線以西の地域に限る。）</p>	<p>昭和五十六年四月一日</p>	<p>千葉県のうち 市川市（江戸川以西の地域に限る。） 船橋市（新京成電鉄線以東で一般国道二百九十六号線以北の地域、日本国有鉄道総武本線以南で海老川以西の地域及び県道市川印西線以北の地域を除く。） 習志野市</p>	<p>昭和五十六年四月一日</p>	<p>八潮市（県道鶴ヶ曾根草加線との交点以北の県道平方東京線、その交点から葛西用水との交差点までの県道鶴ヶ曾根草加線及びその交差点以南の葛西用水以東で市道松戸草加線以北の地域並びに県道松</p>	<p>昭和五十六年十月十日</p>
<p>戸草加線以南の地域（市道五号以西の地域を除く。）に限る。）</p>	<p>昭和五十八年十一月二日</p>	<p>大阪府のうち 和泉市（府道大阪和泉南線以西の地域であつて、横尾川以南の地域に限る。）</p>	<p>昭和五十八年十一月二日</p>	<p>愛知県のうち 一宮市（大字更屋敷及び奥町字大切前を除く。） 津島市 江南市 尾西市 稲沢市（井之口町を除く。） 西春日井郡清洲町（大字一場字新町四百五番地を除く。） 葉栗郡木曾川町 中島郡祖父江町 中島郡平和町 海部郡七宝町 海部郡美和町 海部郡甚目寺町（大字森を除く。） 海部郡大治町 海部郡蟹江町 海部郡十四山村 海部郡飛鳥村（大字新政成字未之切を除く。）</p>	<p>昭和五十八年十一月二日</p>	<p>千葉県のうち 千葉市（一般国道十四号線と一般国道十六号線との交点以北の一般国道十四号線及びその交点以南の一般国道十六号線以西で印旛放水路以東の地域（新港を除く。）に限る。） 市原市（一般国道十六号線以西の地域に限る。） 君津郡袖ヶ浦町（一般国道十六号線以西の地域に限る。）</p>	<p>昭和五十八年十一月二日</p>								
<p>千葉県のうち 市川市（日本国有鉄道武蔵野線以東の地域に限る。） 船橋市（県道市川印西線以北の地域に限る。） 松戸市（一般国道六号線との交点以西の県道松戸草加線、その交点から県道松戸鎌ヶ谷線との交点までの一般国道六号線及びその交点以東の県道松戸鎌ヶ谷線以南の地域（高塚新田を除く。）に限る。）</p>	<p>昭和五十九年七月二日</p>	<p>愛知県のうち 一宮市（大字更屋敷及び奥町字大切前に限る。） 稲沢市（井之口町に限る。） 西春日井郡清洲町（大字一場字新町四百五番地に限る。） 海部郡甚目寺町（大字森に限る。）</p>	<p>昭和五十九年七月二日</p>	<p>千葉県のうち 船橋市（新京成電鉄線以東で一般国道二百九十六号線以北の地域に限る。） 松戸市（一般国道六号線との交点以西の県道松戸草加線、その交点から県道松戸鎌ヶ谷線との交点までの一般国道六号線及びその交点以東の県道松戸鎌ヶ谷線以南の地域を除く。） 千葉市（新港に限る。）</p>	<p>昭和五十九年七月二日</p>	<p>愛知県のうち 海部郡飛鳥村（大字新政成字未之切に限る。）</p>	<p>平成元年五月九日</p>	<p>千葉県のうち 千葉市（一般国道十四号線以南で印旛放水路以西の地域に限る。） 市川市（東日本旅客鉄道総武本線以北で東日本旅客鉄道武蔵野線以西の地域に限る。） 松戸市（高塚新田に限る。）</p>	<p>平成元年十月十七日</p>	<p>別表第二（第四条の二関係） 地域</p>	<p>昭和五十九年七月二日</p>				
<p>大阪市のうち 福島区（日本国有鉄道大阪環状線以北の地域に限る。） 此花区（日本国有鉄道大阪環状線以北の地域に限る。） 大淀区（一般国道百七十六号線以西の地域に限る。）</p>	<p>昭和五十八年四月一日</p>	<p>大阪市のうち 西淀川区（大阪駅以東の日本国有鉄道東海道本線以西の地域に限る。） 東淀川区（大阪駅以東の日本国有鉄道東海道本線以西の地域に限る。） 尼崎市（阪神電気鉄道本線以南の地域に限る。）</p>	<p>昭和五十八年四月一日</p>	<p>大阪市のうち 福島区（日本国有鉄道大阪環状線以南の地域に限る。） 此花区（日本国有鉄道大阪環状線以南の地域に限る。） 尼崎市（阪神電気鉄道本線以北の地域で県道尼崎池田線以東の地域に限る。）</p>	<p>昭和五十九年八月一日</p>	<p>大阪市のうち 東淀川区（大阪駅以東の日本国有鉄道東海道本線以東の地域で日本国有鉄道片町線貨物支線以西の地域に限る。） 大阪市のうち 大淀区（一般国道百七十六号線以東の地域で京阪神急行電鉄神戸本線以西の地域に限る。） 尼崎市（阪神電気鉄道本線以北の地域で県道尼崎池田線以西の地域に限る。） 横浜市のうち 神奈川区 鶴見区</p>	<p>昭和五十九年八月一日</p>	<p>三重県のうち 四日市市（内部川及び内部川との交点以東の鈴鹿川以北で、一般国道二十三号線との交点以北の一般国道一号线及び一般国道二十三号線以東で、三滝川以南の地域に限る。）</p>	<p>昭和五十四年二月十日</p>	<p>昭和五十七年九月一日</p>					

足立区（荒川右岸の地域（新田、宮城及び小台を除く。）に限る。） 江戸川区（荒川右岸の地域に限る。）	昭和十八年四月一日	戸草加線以南の地域（市道五号以西の地域を除く。）に限る。）	昭和十八年四月一日	港区（中川運河及びその右岸南端と潮見町の西端とを結ぶ線以东の地域に限る。）	昭和四十年六月一日
東京都のうち 北区 板橋区	昭和十八年四月一日	別表第三（第四条の二関係） 地域	経過措置に係る期間の起算日	大阪市のうち 大淀区（一般国道百七十六号線以东の地域に限る。） 鶴見区 神奈川区 横浜市のうち 三重県のうち 四日市市（内部川及び内部川との交点以东の鈴鹿川以北で、一般国道二十三号線との交点以北の一般国道一号线及び一般国道二十三号線以东で、三滝川以南の地域に限る。）	昭和四十年六月一日 昭和四十年五月二十日 昭和四十年四月十日 昭和四十年五月二十八日
川口市（県道大宮鳩ヶ谷線との交点以东の県道金明町鳩ヶ谷線、その交点から県道東京鳩ヶ谷線との交点までの県道大宮鳩ヶ谷線及びその交点以南の県道東京鳩ヶ谷線以东の地域に限る。）	昭和十五年八月一日	大阪市のうち 福島区（日本国有鉄道大阪環状線以北の地域に限る。） 此花区（日本国有鉄道大阪環状線以北の地域に限る。） 大淀区（一般国道百七十六号線以西の地域に限る。）	昭和三十年四月一日	大阪市のうち 大淀区（一般国道百七十六号線以东の地域に限る。） 鶴見区 神奈川区 横浜市のうち 三重県のうち 四日市市（内部川及び内部川との交点以东の鈴鹿川以北で、一般国道二十三号線との交点以北の一般国道一号线及び一般国道二十三号線以东で、三滝川以南の地域に限る。）	昭和三十年四月一日 昭和四十年五月二十日 昭和四十年四月十日 昭和四十年五月二十八日
戸田市 鳩ヶ谷市	昭和十五年八月一日	大阪市のうち 西淀川区 東淀川区（大阪駅以东の日本国有鉄道東海道本線以西の地域に限る。） 尼崎市（阪神電気鉄道本線以南の地域に限る。）	昭和三十年八月十日	大阪市のうち 三重県のうち 四日市市（内部川及び内部川との交点以东の鈴鹿川以北で、一般国道二十三号線との交点以北の一般国道一号线及び一般国道二十三号線以东で、三滝川以南の地域に限る。）	昭和三十年八月十日 昭和四十年五月二十八日
葛飾区 川口市（県道大宮鳩ヶ谷線との交点以东の県道金明町鳩ヶ谷線、その交点から県道東京鳩ヶ谷線との交点までの県道大宮鳩ヶ谷線及びその交点以南の県道東京鳩ヶ谷線以东の地域並びに県道浦和草加線以北の地域を除く。） 草加市	昭和十五年八月一日	大阪市のうち 東淀川区（大阪駅以东の日本国有鉄道東海道本線以东の地域で日本国有鉄道片町線貨物支線以西の地域に限る。） 墨田区（北十間川以北の地域に限る。） 荒川区 足立区（江北橋より下流の新荒川右岸の地域（宮城町及び小台町を除く。）に限る。）	昭和三十年九月十日 昭和三十年八月一日 昭和三十年五月五日	大阪市のうち 三重県のうち 四日市市（内部川及び内部川との交点以东の鈴鹿川以北で、一般国道二十三号線との交点以北の一般国道一号线及び一般国道二十三号線以东で、三滝川以南の地域に限る。）	昭和三十年九月十日 昭和三十年八月一日 昭和三十年五月五日
八潮市（県道鶴ヶ曾根草加線との交点以北の県道平方東京線、その交点から葛西用水との交点までの県道鶴ヶ曾根草加線及びその交点以南の葛西用水以西の地域であつて、市道五号以东で県道松戸草加線以南の地域を除く地域に限る。） 川口市（市道八百五十六号及び県道金明町鳩ヶ谷線との交点以北の県道大宮鳩ヶ谷線以南の地域であつて、県道浦和草加線以南の地域を除く地域に限る。） 千葉県のうち 市川市（日本国有鉄道総武本線以南で江戸川以东の地域に限る。） 船橋市（日本国有鉄道総武本線以南で海老川以西の地域に限る。）	昭和十五年二月一日	東京のうち 江東区 墨田区（北十間川以南の地域に限る。） 江戸川区（新荒川右岸の地域に限る。） 名古屋市のうち 南区（日本国有鉄道東海道本線以西の地域に限る。）	昭和四十年六月一日 昭和四十年四月一日	大阪市のうち 三重県のうち 四日市市（内部川及び内部川との交点以东の鈴鹿川以北で、一般国道二十三号線との交点以北の一般国道一号线及び一般国道二十三号線以东で、三滝川以南の地域に限る。）	昭和四十年六月一日 昭和四十年四月一日

様式第1（第3条関係）

建設省（国土庁）
建設省 建設部 建設課

関係者
関係者又は関係者代理人
に記入し、かつその代表者の署名を捺印す。

工事関係者第1項の規定に基き、戸籍の記載事項を受けたいので、下記のとおり申請します。

戸籍の記載事項	氏名	性別	住所	関係者第1項	関係者第2項
戸籍の登録事項					
戸籍の登録事項（戸籍の附帯事項）					
戸籍の登録事項（戸籍の附帯事項）					

関係者
1 戸籍の附帯事項
2 戸籍の登録事項（戸籍の附帯事項）
3 戸籍の附帯事項
4 関係者第1項及び第2項の規定の適用を受けようとする場合は関係者第1項を申請する。

備考
1 関係者第1項は、関係者第1項に基き、戸籍の記載事項を受けたいので、下記のとおり申請します。
2 関係者第2項は、関係者第2項に基き、戸籍の記載事項を受けたいので、下記のとおり申請します。

様式第2 (第3条、第5条関係)

様式第2 (第3条、第5条関係) 戸の構造図

図面作成日 年 月 日

構造図

構造図の概要及び出力

種 類 出 力

備考 1 図例欄に記入してください。
 2 構造図は、戸の構造が完了しているときは戸の構造の構造図を印刷すること。
 3 出力は、構造図の出力を印刷すること。
 4 出力の単位は、メートルを単位とする。ただし、内装仕様を有する構造図については、広高を単位とすることができる。
 5 図面の大きさは、A4用紙を基準とする。

様式第3 (第3条関係)

様式第3 (第3条関係) 戸の構造図

図面作成日 年 月 日

構造図 (北方メートル/時)

種 類 出 力

種 類 区 分 日～月 日～月 日～月 日～月

運転時間 (時間/日)

構造図 (北方メートル/時)

構造図 (北方メートル/時)

その他

図面作成日 年 月 日

備考 1 図例欄に記入してください。
 2 図面の大きさは、A4用紙とする。

様式第4 (第5条関係)

様式第4 (第5条関係) 戸の構造図

図面作成日 年 月 日

氏名又は名称及び住所の
 代表者
 代表者

本業用設備第6条第3項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

設備の種別	種別	区分	種別	丁字	設備	設置番号	号
戸の構造図 (北方メートル/時)	構造図	区分	種別	丁字	設備	設置番号	号
						設置年月日	年 月 日
戸の構造図の 製造元 (北方メートル/時)						号	
						号	

図面作成日 年 月 日

備考 1 図例欄に記入してください。
 2 図面の大きさは、A4用紙とする。

様式第5 (第5条関係)

様式第5 (第5条関係) 戸の構造図

図面作成日 年 月 日

構造図 (北方メートル/時)

種 類 出 力

種 類 区 分 日～月 日～月 日～月 日～月

運転時間 (時間/日)

構造図 (北方メートル/時)

構造図 (北方メートル/時)

その他

図面作成日 年 月 日

備考 1 図例欄に記入してください。
 2 図面の大きさは、A4用紙とする。

様式第6 (第6条関係)

様式第6 (第6条関係) 戸別変更許可申請書 年月日

期 長尾文江事務所が
申請者 代理人としてその代表
者の長尾及川啓祐

工業団地法第7条第1項の規定に基づき、戸別の変更の許可を受けた以下の下図のとおり申請します。

許可又は届出番号	号	変更理由	号
許可又は届出年月日	年月日	届受理年月日	年月日
戸内工事の 区画図(ア ーチ)の 変更後	現在	変更前	変更後
戸内の構造 の仕様の 図解(ア ーチ) の変更後	現在	変更前	変更後

添付書類
 1 戸内の構造図
 2 戸内の設備計画書
 3 建築基準法第15条第1項の規定の適用を受けようとする場合、その事項を説明する書類

備考 1 添付図は、記入しないこと。
 2 添付書類の欄は、添付がないものについては〇印を付すこと。
 3 用紙の大きさは、A4用紙とする。

様式第7 (第6条関係)

様式第7 (第6条関係) 戸別の構造図 年月日

構造図

構造の規模及び 号	構造	構造	構造
	現在	現在	現在

備考 1 添付図は、記入しないこと。
 2 添付図は、戸内構造図が完了しているときは戸内工事の申請範囲を示すこと。
 3 耐力は、構造の強度耐力を記載すること。
 4 耐力の単位は、N/m²とする。ただし、内装耐力を示す場合はN/m²として、記載力を用いることができる。
 5 用紙の大きさは、建築基準法第4条とする。

様式第8 (第6条関係)

様式第8 (第6条関係) 戸別使用計画書 年月日

許可又は届出
番号

用途	現在	変更後

用途別 (㎡) / (日)	現在	変更後

備考 1 添付図は、記入しないこと。
 2 用紙の大きさは、A4用紙とする。

様式第9 (第7条関係)

様式第9 (第7条関係) 長尾等変更届出書 年月日

期 長尾文江事務所が
届出者 代理人としてその代表
者の長尾及川啓祐

以下のとおり長尾(名称、住所)を変更したので、工業団地法第7条の規定により届けます。

許可又は届出番号	号	変更理由	号
許可又は届出 年月日	年月日	届受理年月日	年月日
変更の内 容	現在	変更 後	変更後
変更の理由			

備考 1 添付図は、記入しないこと。
 2 用紙の大きさは、A4用紙とする。

様式第10 (第8条関係)

様式第10 (第8条関係)

許可承認書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所

以下のとおり許可の承認をしますので、工業用医薬品第10条第3項の規定により行います。

許可又は届出番号	年 月 日	承認番号	年 月 日
届出年月日	年 月 日	届出年月日	年 月 日
承認者の氏名又は名称及び住所			
承認の内容			

備考 1 届出欄は、記入しないこと。
2 届届の大きさは、A4用紙とする。

様式第11 (第9条関係)

様式第11 (第9条関係)

許可再承認書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所

以下のとおり許可再承認をしますので、工業用医薬品第11条の規定により行います。

許可又は届出番号	年 月 日	届出番号	年 月 日
届出年月日	年 月 日	届出年月日	年 月 日
承認者の氏名又は名称及び住所			
承認の内容			

備考 1 届出欄は、記入しないこと。
2 届届の大きさは、A4用紙とする。
3 届届の大きさは、A4用紙とする。

様式第12 (第10条関係)

様式第12 (第10条関係)

許可変更書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所

工業用医薬品第24条の規定により、下記のとおり許可再届出の変更を行います。

許可又は届出番号	年 月 日	届出番号	年 月 日
届出年月日	年 月 日	届出年月日	年 月 日
変更理由			
変更後の届出内容			
変更年月日	年 月 日		

備考 1 届出欄は、記入しないこと。
2 届届は、届届欄の欄幅に必ず記載すること。
3 届届の届届は、A4用紙とする。ただし、内閣府に於ける届届欄については、届届欄の大きさは、A4用紙とする。
4 届届の大きさは、日本薬局方A4とする。

様式第13 (第10条関係)

様式第13 (第10条関係)

許可届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所

工業用医薬品第24条の規定により、下記のとおり許可再届出の変更を行います。

許可又は届出番号	年 月 日	届出番号	年 月 日
届出年月日	年 月 日	届出年月日	年 月 日
届出内容			
届出年月日	年 月 日		

備考 1 届出欄は、記入しないこと。
2 届届の大きさは、A4用紙とする。